

少年、幼年消防クラブ育成指導要綱

(目的)

第1条 少年および幼児等に対して正しい火の取扱いおよび消防のしくみ等を理解させ、防災意識の基礎づくりを行うために少年消防クラブおよび幼年消防クラブ（以下「クラブ」という。）の育成指導に関して必要なことを定める。

(クラブの区分)

第2条 少年消防クラブとは、中学生および小学生を対象とし、幼年消防クラブとは、幼稚園児および保育園児を対象とする。

(組織づくり)

第3条 消防署長（以下「署長」という。）は、中学校・小学校・幼稚園・保育所等に対して目的を十分に理解させて、クラブ作りを促進するものとする。

(クラブの規約)

第4条 クラブの結成に関して、別添「少年消防クラブ規約・幼年消防クラブ規約」を基準にした規約を作成するものとする。

(クラブの結成報告)

第5条 署長は、クラブが結成されたときは、当該クラブの規約および活動計画ならびにクラブ員数を消防局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

(活動計画)

第6条 署長は、年度初めにクラブの年間活動計画方針について関係者と調整を図り、活動計画を樹立し、局長に報告するものとする。

2 署長は、クラブの年間活動が終了したときは、その結果を局長に報告するものとする。

(育成指導)

第7条 署長は、クラブの年間活動計画に基づき積極的に防災に関する知識の普及に努めるものとする。

2 局長は、署長の行うクラブの育成指導に協力するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この通達は、昭和63年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この通達の施行の際、既にクラブ規約が制定されているものについては、本通達にもとづいて作成されたものとみなす。

〇〇中学校

少年消防クラブ規約

〇〇小学校

(名称)

第1条 このクラブ名称は、〇〇中学校(〇〇小学校)少年消防クラブ(以下「クラブ」という。)とする。

(クラブの所在)

第2条 クラブの所在は、西宮市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇中学校(〇〇小学校)におく。

(目的)

第3条 クラブは、種々の災害について知識を深め、災害の予防と災害発生時の対処方法を身につけるとともに、防災機関のしくみを学び、将来立派な社会人となるように育成することを目的とする。

(事業)

第4条 クラブは、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 災害に関する知識の修得に努める。
- (2) 防災に関する知識の修得に努める。
- (3) 防災機関に関する知識の修得に努める。
- (4) その他クラブの目的を達成するために必要な事業。

(クラブ員)

第5条 クラブ員は、本校の生徒のうち、クラブに入部したものをもちて構成する。

(クラブ代表者)

第6条 クラブの代表者は、当該クラブ担当教師とする。

(活動期間)

第7条 クラブ員の活動は、毎年4月から翌年3月までの1年間と

する。

付 則

この規約は、昭和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

〇〇幼稚園

〇〇保育所 **幼年消防クラブ規約**

(名称)

第1条 このクラブ名称は、〇〇幼稚園(〇〇保育所)幼年消防クラブ(以下「クラブ」という。)とする。

(クラブの所在)

第2条 クラブの所在は、西宮市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇幼稚園(〇〇保育所)におく。

(目的)

第3条 クラブは、安全で健全な生活を過ごさせるため、幼児に対して行事や遊びを通して正しい火の取扱いおよび消防の仕事を深く理解させて、防災意識の普及を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 クラブは、前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及を行う。

(2) その他クラブの目的を達成するために必要な事業。

(クラブ員)

第5条 クラブ員は、〇〇幼稚園(〇〇保育所)の園児(年長組)をもって構成する。

(クラブの代表者)

第6条 クラブの代表者は、〇〇幼稚園(〇〇保育所)の園長(所長)がこれにあたるものとする。

(活動期間)

第7条 クラブ員の活動は、毎年4月から翌年3月までの1年間とする。

付 則

この規約は、昭和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。